

## 厚木市行政手続条例の改正について

## 1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条（聴聞の通知の方式）が改正されました。

行政手続法第46条では、同法の規定の趣旨にのっとり地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が定められており、本市では厚木市行政手続条例（平成9年厚木市条例。以下「行政手続条例」という。）を定めております。

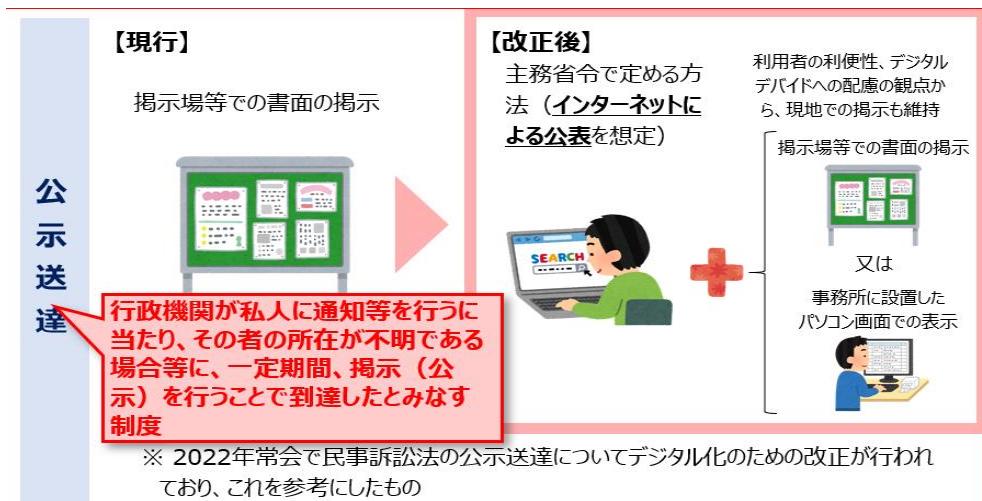
行政手続条例における聴聞の通知の方式に係る規定は、行政手続法第15条に合わせた内容となっていることから、同条の改正に合わせて該当する部分の改正を行うとともに、当該改正に伴い必要な規定の整理を行うものです。

## 2 改正内容

行政手続条例第15条第3項に規定している聴聞の通知の方式における公示送達の方法について、改正後の行政手続法第15条と同様の内容に改正するとともに、これに伴う必要な規定の整理を行うものです。

## 3 公示送達の方法

改正後の行政手続法における公示送達の方法は、次のとおりとすることが国から示されたことから、本市においても、同様の方法とすることとします。



出典：総務省行政管理局

デジタル規制改革推進の一括法案についての概要資料から抜粋

4 市民参加手続

厚木市市民参加条例（平成 24 年厚木市条例第 1 号）第 6 条第 7 項第 1 号に該当するものとして、省略します。

5 施行日

令和 8 年 5 月 21 日

6 その他

インターネットによる公示送達は、機械的な情報収集手法への対策等に十分留意した上で実施します。